

(開講目的)

第1条 高齢者の増大かつ、多様化するニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、必要な知識、技能を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。

アクタガワ 介護職員初任者研修講座

(研修の課程及び形式)

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程（通信）

- 2 講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県内とする

(研修会場の所在地)

第4条 研修会場の所在地は、

別紙1「アクタガワ 介護職員初任者研修講座 研修会場一覧表」のとおり。

(研修期間)

第5条 研修期間はおおむね2か月から4か月とする。

(実習の活用)

第6条 本研修においては、実習は行わない。

(講師氏名)

第7条 研修を担当する講師は、別紙2「アクタガワ 介護職員初任者研修講座 講師一覧表」のとおり。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第8条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第9条 研修時間数は、別紙3「アクタガワ 介護職員初任者研修講座 カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第10条 第9条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(90点以上)、B(89～80点)、C(79～70点)及びD(70点未満)の区分で評価する。なお、第1項の「一定以上の評価」とは、C以上の評価であり、D評価を得た者については、必要に応じて補講を行うとともに、原則として修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続)

第11条 受講申込手続は以下の(1)から(3)の手順により行い、(3)の完了を事業者が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。なお、受託研修等の場合は、その都度募集案内等において定める。

(1)受付期間

開講日の概ね4週間前から受付を始め、1週間前で締め切る。

(2)申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、事業者に郵送またはFAXにて提出する。

(3)受講決定通知等

事業者から受講決定通知及び受講料納入通知を受け、受講料を納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第12条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。なお、受託研修等の場合は、その都度募集案内等において定める。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1)受講料 | 100,000円 (税別) |
| (2)テキスト代 | 6,477円 (税別) |
| (3)傷害・賠償保険料 | (受講料に含む) |
| (4)補講料 | 1時間につき 2,000円 (税別) |
| (5)修了評価 | 1追試につき 5,000円 (税別) |
| (6)修了証明書再発行料 | 1枚につき 1,000円 (税別) |

(返金について)

第13条 受講申込手続完了後の返金はしない。

(保険加入)

第14条 研修における事故補償については、事業者が加入する総合賠償責任保険で保障する。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第15条 研修を欠席した者のうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る料金は第12条の規定により受講生が負担する。

(使用テキスト等)

第16条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

一般財団法人 長寿社会開発センター

『三訂 介護職員初任者研修テキスト』

(受講取消)

第17条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 受講継続意欲がない者
- (4) その他、事業者が不相当とみなした者

(退講)

第18条 第17条により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

- 2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第19条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第20条 事業者は、第10条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第3条第1項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第21条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「アクタガワ 介護職員初任者研修講座修了証明書再交付申請書」を事業者に提出することで再交付を受けることができる。ただし、再交付にかかる料金は第12条の規定により申請者が負担する。

(個人情報管理)

第22条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

- 2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して事業者に提出する。

(附則)

第1条 この学則は、平成25年5月14日から施行する。

第2条 この学則の一部を改訂し、平成29年1月1日から施行する。

第3条 この学則の一部を改訂し、平成30年1月1日から施行する。

第4条 この学則の一部を改訂し、平成30年4月1日から施行する。但し、第12条については平成30年5月開講講座より適用する。

第5条 この学則の一部を改訂し、令和元年10月1日から施行する。

第6条 この学則の一部を改訂し、令和7年3月1日から施行する。